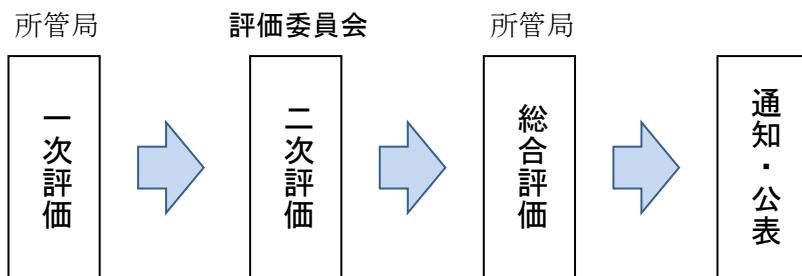


指定管理者による管理運営状況評価制度について

1 評価制度の目的

- 指定管理制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、その結果を管理運営業務に反映していくことで、都民サービスの一層の向上を図る。

2 評価の流れ



3 一次評価（所管局による客観的評価）

- 施設の設置目的などを踏まえ、最も効果的に管理運営状況を評価できる複数の確認項目を設定し、果たすべき業務の水準の達成状況を、3段階で評価を行う。

- 「水準を上回る」 2点
- 「水準どおり」 1点
- 「水準を下回る」 0点

※ただし、以下の項目の配点を2倍とする。

- 人権相談の実施状況
- 都の政策と連動した事業の実施
- 都の実施施策への協力・貢献度

- 全確認項目で中位の評価（「水準どおり」）を受けた場合の合計点を標準点として、各確認項目評価の得点の合計点に基づき、一次評価を決定

評価	確認項目評価の得点の合計点	標準点 37点
S	標準点の1.33倍以上	50点以上
A	標準点の1.25倍～1.33倍	47点～49点
B	標準点の0.88倍～1.25倍	33点～46点
C	標準点の0.88倍以下	32点以下

確認項目の評価の得点の合計点にかかわらず、指定管理者の責に帰すべき事由に

より、①利用者等の生命・身体・財産に重大な損害が生じた場合、②施設運営に関する法令・協定等に関する違反があった場合、③その他公の施設の設置者としての都の信頼を損ねた場合には、その後改善された場合であっても、一次評価は「C」とする。

4 二次評価（評価委員会による専門的な評価）

- 評価委員会を設置し、各種資料をもとに一次評価の内容について検証し、管理運営状況、事業効果その他について専門的な評価を行う。
- 審議は原則公開
- 指定管理者のサービス水準の向上、効率的な運営の推進等に関する助言を行うことができる。

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

- 「S」評価は、特に優れた取組を行い、成果を挙げている指定管理者を評価するために用いる。よって、「S」と位置付ける場合は、指定管理者の取組や成果が真に当該評価に該当するものであるか、十分に検証する。

5 総合評価（所管局による総合的な評価）

- 二次評価結果に基づき、総合評価を決定

6 評価結果の公表

- 総合評価の結果については、施設名や評価内容、評価委員会委員の氏名等を公表